

平成 20 年度三木町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び三木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年三木町条例第 2 号）第 6 条の規定に基づき、平成 20 年度の三木町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 21 年 11 月 20 日

三木町長 石 原 收

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

職員数については、総務省が平成 17 年 3 月に策定した「地方公共団体の行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成 22 年 4 月 1 日における数値目標を掲げ、定員の適正化に努めています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（平成 20 年度、単位：人）

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	4	4 2	—	—	4	—	3
技能労務職	—	—	—	—	3	—	—
計	4	4 2	—	—	7	—	3

(2) 採用試験の実施状況（平成 20 年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	大学卒	1 次試験 筆記試験 2 次試験 口述試験 実技試験 身体検査	一般行政事務
	短大卒		幼稚園教諭
選考			

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 採用者数（平成20年度、単位：人）

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級	一般行政	39	3
	中級	保健師	9	1
選考				

2 職員数

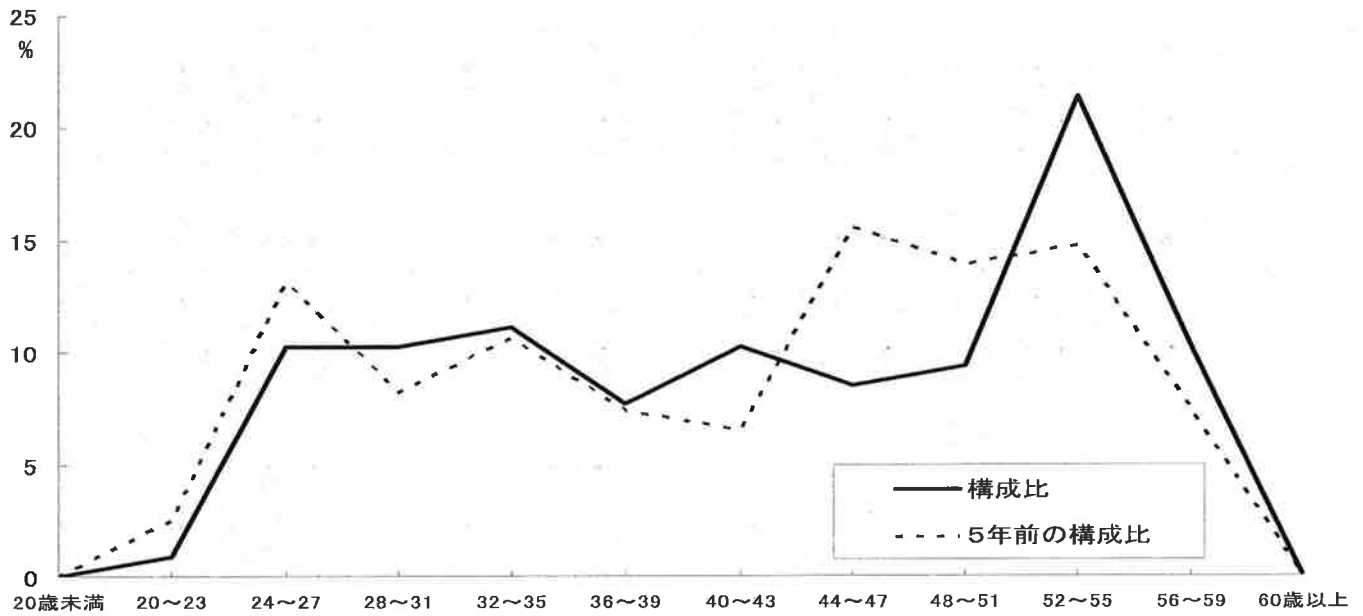
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成19年	平成20年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	—	出納関係業務増による職員増等 後期高齢者医療の会計区分変更による職員減
		総務企画	31	33	2	
		税務	13	12	△1	
		民生	26	23	△3	
衛生		12	12	—		
農林水産		11	10	△1		
商工土木		2	2	—		
	計	112	109	△3	<参考> 人口1,000人当たり職員数3.7人 (類似団体の1,000人当たり職員数5.2人)	
	教育部門	57	50	△7	社会教育施設、幼稚園、小学校、中学校業務体制見直しによる職員減	
	小計	169	159	△10	<参考> 人口1,000人当たり職員数5.4人 (類似団体の1,000人当たり職員数7.0人)	
公営企業等会計部門	水道	7	7	—	後期高齢者医療の会計区分変更による職員増	
	下水道等	12	12	—		
	その他	10	13	3		
	小計	29	32	3		
	合計	198 [218]	191 [218]	△7 [0]	<参考> 人口1,000人当たり職員数6.5人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	12人	12人	13人	9人	12人	10人	11人	25人	12人	0人	117人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
206人	194人	12人	5.8%

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在、単位：人）

部 門	区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	17年～20年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目		
一般行政	職員数	122	115	112	109	—	
	増 減		▲7	▲3	▲3	▲13	
教 育	職員数	65	60	57	50	—	
	増 減		▲5	▲3	▲7	▲15	
公営企業 等 会 計	職員数	19	26	29	32	—	
	増 減		7	3	3	13	
計	職員数	206	201	198	191	—	194
	増 減		▲5	▲3	▲7	▲15(125%)	▲12

(注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間である。

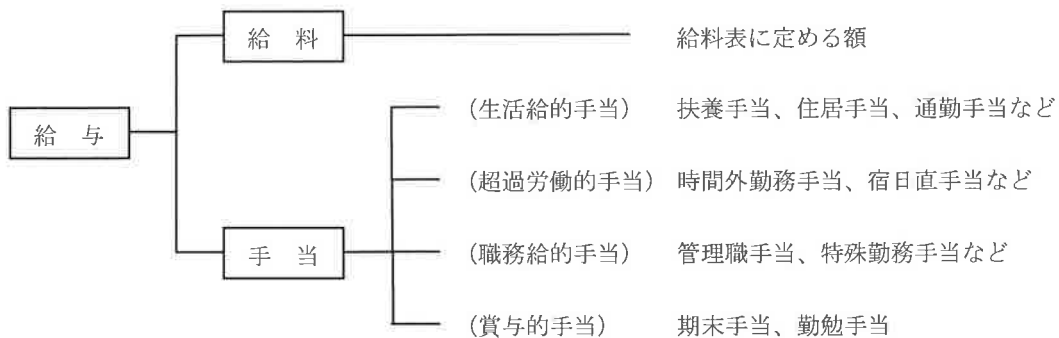
2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

II 職員の給与に関すること

職員(技能職職員を除く。)の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません(地方公務員法第24条第3項、第6項、第1項)。

(参考) 職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

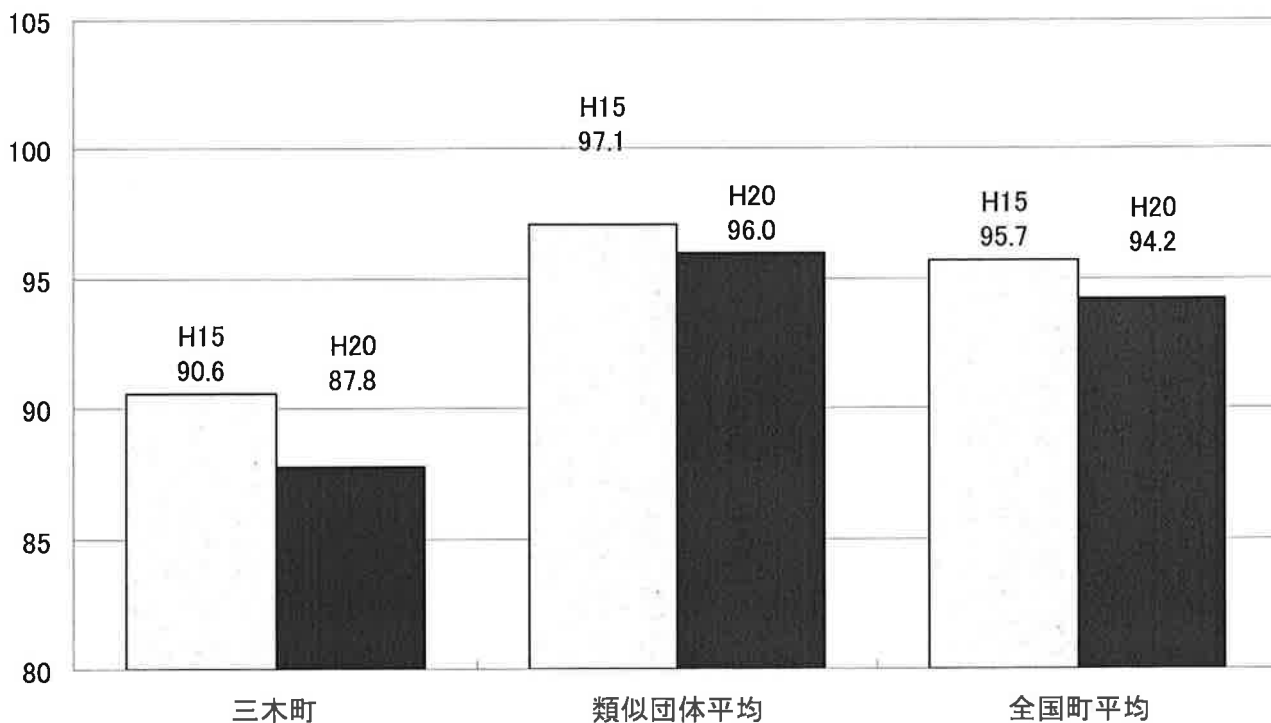
区 分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成19年度の 人件費率
平成 20年度	人 29,182	千円 8,718,573	千円 375,466	千円 1,324,483	% 15.2	% 15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平成19年度 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	雇・働手当	計 B		
平成 20年度	人 158	千円 557,936	千円 77,562	千円 224,565	千円 860,063	千円 5,443	千円 5,397

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を

単純平均したものである。

- (4) 給与改定の状況
該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三木町	43.2歳	309,643円	354,630円	332,900円
香川県	43.7歳	345,957円	394,818円	366,271円
国	41.1歳	325,113円	—	387,506円
類似団体	43.3歳	332,973円	389,029円	368,156円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
三木町	54.5歳	18人	251,600円	253,029円	251,600円
うち給食調理員	54.0歳	14人	250,136円	251,687円	250,136円
うち用務員	56.2歳	4人	256,725円	257,725円	256,725円
香川県	48.1歳	337人	346,991円	382,164円	363,502円
国	48.9歳	4,784人	284,679円	—	320,623円
類似団体	48.3歳	20人	286,823円	313,491円	304,854円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
三木町	—	—	—	—
うち給食調理員	調理師	45.4歳	238,100円	1.06
うち用務員	用務員	53.9歳	225,900円	1.14

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成 17 年から平成 19 年の 3 ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三木町	43.5 歳	297,795 円	312,583 円
香川県	45.6 歳	392,812 円	433,951 円
類似団体	42.1 歳	317,713 円	342,219 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 20 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分		三 木 町	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	170,478円	172,200円
	高 校 卒	140,100円	138,699円	140,100円

(注) 香川県は給料減額措置をとっている。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 20 年 4 月 1 日現在)

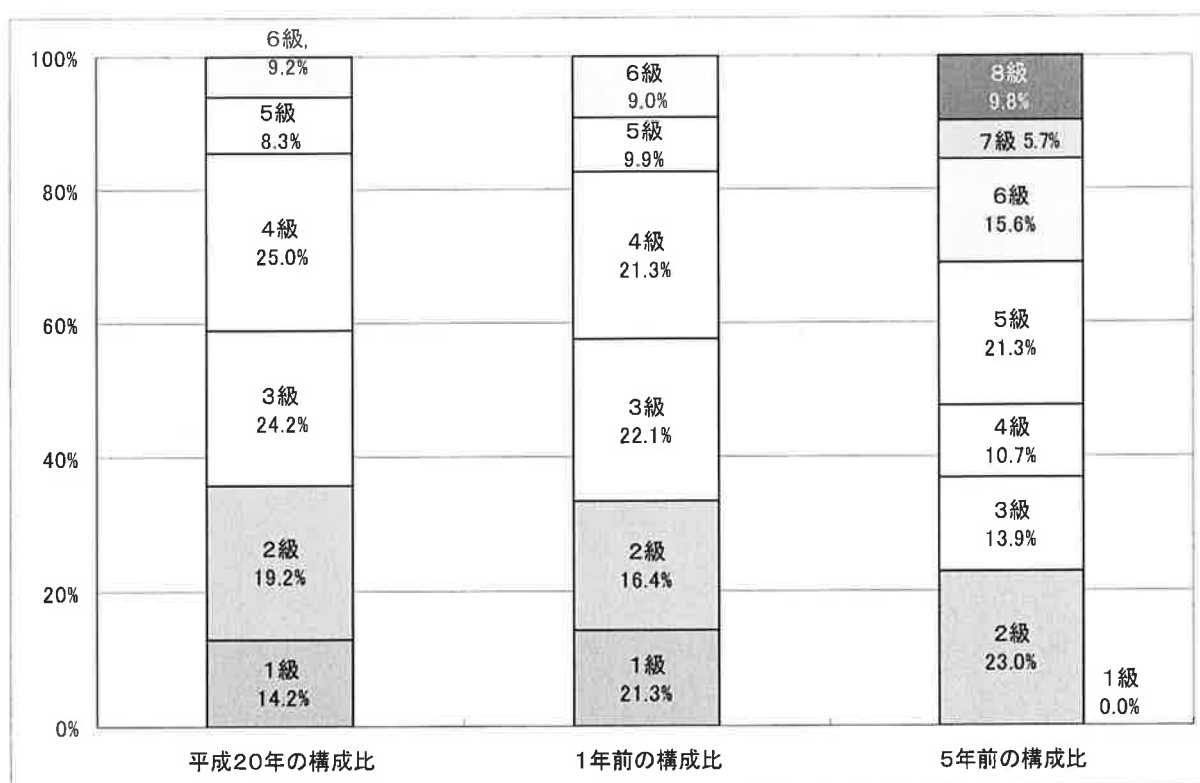
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	256,700円	286,100円	337,700円
	高 校 卒	— 円	231,300円	301,300円

3 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長	7人	6.0%
5級	課長、主幹	10人	8.5%
4級	課長補佐、副主幹	31人	26.5%
3級	係長、主査	27人	23.1%
2級	主任主事	27人	23.1%
1級	主事	15人	12.8%

(注) 1 三木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 木 町	香 川 県	国
一人当たり平均支給額 (平成20年度) 1,421千円	一人当たり平均支給額 (平成20年度) 1,882千円	—
(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.50月分 (1.6月分) (0.75月分)	(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.50月分 (1.6月分) (0.75月分)	(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.50月分 (1.6月分) (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% 管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成20年4月1日現在)

三 木 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 18,260千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)	—	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)	—	千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成20年度)	—	%	
手当の種類 (手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫業務従事手当	一般行政職、看護・保健職	感染症法に規定する感染症の病菌に汚染された区域で行う患者の看護及び病菌の処理作業	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算）	32,090千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）	203千円
支給実績（平成19年度決算）	44,116千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度）	263千円

(6) その他の手当（平成20年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成20年度決算）	支給職員 1人当たり 平均支給年額 （平成20年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子 一人につき5,000円加算	同		13,825千円	168,598円
住 居 手 当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住する世帯主である職員等に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃の額-23,000円)/2+11,000円 ※最高支給限度額 27,000円 【自宅居住者】 取得後5年間まで 2,500円	同		6,690千円	196,765円
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用する職員、自動車等を使用する職員等に支給 【公共交通機関利用者】 ・6箇月定期等低廉な価格による運賃等相当額、上限55,000円 【交通用具使用者】 ・片道の距離に応じて 2,000円から24,500円	同		3,528千円	29,400円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,200円ほか	同		4,082千円	29,580円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成20年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものについて支給 ・31,000円から65,000円	-	-	14,797千円	548,037円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (大規模な災害または重大な事件等が起こった場合の緊急性を有する業務を処理するための勤務に限る。) ・勤務1回につき、 職務に応じ12,000円内	-	-	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況 (平成20年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	850,000円 638,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副町長		915,000円 / 340,000円 750,000円 / 277,000円
報酬	議長	373,000円 310,000円 284,000円	499,000円 / 227,000円
	副議長		430,000円 / 182,000円
	議員		400,000円 / 157,000円
期末手当	町長	(平成20年度支給割合) 3.0月分	
	副町長	(平成20年度支給割合) 3.0月分	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×勤続期間の月数×36.5/100 給料月額×勤続期間の月数×22.0/100 (勤続期間は48月上限とする。)	(支給時期) 退職した日から起算して1月以内 退職した日から起算して1月以内
	備考		

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第4項、第6項）。

1 勤務時間（平成20年4月1日現在）

開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
休憩時間	45分 (午後0時15分～午後1時)
週休日	土曜日、日曜日
1週間の 正規の勤務時間	40時間

(注) 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（平成20年4月1日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合 180日を超えない範囲内で最小限度の期間		
特別 休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人等として出頭のための休暇	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、他市町議会等、他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄液の提供のための休暇	骨髄液の提供希望者として登録の申出を行い、又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する5日以内	有給

休暇の種類	事由	期間	給料
妊産婦の通勤緩和措置	妊娠中の女性職員が、交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始めと終りにおいて1日1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間	有給
産前・産後休暇	8週間以内に出産する予定である場合及び出産した場合	出産の日までの申し出た期間及び出産の日の翌日から8週間の期間を経過するまでの期間	有給
妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠中・出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	その都度、必要と認められる期間	有給
生理休暇	女子職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合	2日を超えない範囲内でその都度認められる期間	有給
子の看護のための休暇	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において5日以内	有給
妊娠障害のための休暇	妊娠期間中の妊娠障害で勤務が著しく困難な場合	7日を限度として1日又は半日	有給
育児時間	生後1年に達しない乳児を育てる場合	1日2回、各30分	有給
妻の出産休暇	配偶者の出産に伴い、勤務しないことが相当である場合	2日	有給
男性職員の育児参加のための休暇	妻の産前産後において生児又は小学校就学前の子を養育する場合	5日	有給
忌引	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日から10日の期間	有給
父母等の祭日	父母、配偶者又は子の祭日	1日	有給
夏季休暇	夏季における心身の健康維持及び家庭生活の充実	7月から9月までの間で3日を限度	有給
感染症予防・医療法による休暇	感染症予防・医療法による交通遮断、又は隔離	その都度、必要と認める期間	有給
職員自宅の滅失等による休暇	風水害、火災その他天災地変による職員の居住家屋の滅失又は破壊	7日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間	有給
風水害等非常災害が起因する休暇	風水害等非常災害が起因する交通遮断	その都度、必要と認める期間	有給

休暇の種類	事由	期間	給料
交通機関の遮断による休暇	交通機関の不可抗力な遮断	その都度、必要と認める期間	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	連続する6月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度（平成20年4月1日現在）

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができますとされています（地方公務員法第29条）。

1 分限処分の状況（平成20年度）

内容	人数	事案の概要
—	—	

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況（平成 20 年度）

内容	人数	事案の概要
—	—	

(参考)

懲戒処分の公表基準の概要（平成 20 年 4 月 1 日現在）

公表対象	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分すべて 職務に関連しない行為に係る懲戒処分については免職又は停職である処分
公表内容	事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性情報（所属、役職段階等）を個人が識別されない内容とすることを基本として公表
公表の例外	被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えない
公表時期	処分後速やかに公表。軽微な事案は、一定期間ごと一括公表することも差し支えない
公表方法	記者クラブへの資料提供その他適宜の方法

(注) 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同 32 条）、信用失墜行為の禁止（同 33 条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同 34 条）、職務に専念する義務（同 35 条）、政治的行為の制限（同 36 条）、争議行為等の禁止（同 37 条）、営利企業等の従事制限（同 38 条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況（平成 20 年度）

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	—
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	—
報酬を得て事業または事務に従事することの許可	—

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないが、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第40条第1項）。

1 職員の研修（平成20年度）

区分	研修名	派遣先等	対象者	修了者数（人）
一般研修	初任者研修	香川県自治会館	新規採用職員	4
	3年目職員研修		3～5年目職員	12
	一般職員研修		主任主事級職員	11
	係長級（主査等）研修		主査級職員	4
	係長級（監督者）研修		係長級職員	3
	課長補佐級研修		課長補佐級職員	8
	課長級研修		課長級職員	3
				（小計）
特別研修	市町等福祉関係職員研修	香川県社会福祉総合センター	福祉担当職員	1
	政策形成基礎講座	香川県自治研修所	一般職員	2
	自治体法務実践講座			2
	自治体法務基礎講座（地方自治法）			1
	情報収集・整理・活用講座			1
	行政不服審査法・行政事件訴訟法講座			1
	折衝・交渉力向上講座			1
	町職員防災研修	香川県消防学校	一般職員	5
			（小計）	14
派遣研修	香川県相互人事交流事業	香川県	一般職員	2
			（小計）	2
自主研修		三木町	一般職員	
	法制執務研修			39
			（小計）	39
合 計				100

2 勤務成績の評定の実施状況（平成 20 年度）

評定の回数	1 回
評定の時期	1 月
評定の対象人数	1 8 8 人

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）香川縣市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	職員健康診断の実施、産業医健康相談など
香川縣市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 <ul style="list-style-type: none"> ○保険給付＝療養給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額医療費など ○休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 ◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金＝組合員期間が 1 カ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより 65 歳から支給（65 歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金＝組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金＝組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 ◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業＝健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など ○宿泊事業＝共済組合直営施設の利用助成 ○貯金事業＝普通貯金の受入れ ○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など
香川縣市町村職員互助会	短期人間ドック等補助金、入学祝金、結婚祝金、交通災害見舞金など

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成20年度）

公務災害	通勤災害	計
1 件	— 件	1 件

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは不服申立てをすることができます（同第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（なお、三木町では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	19年度末 継続件数	20年度内 要求件数	20年度内 処理件数	20年度末 継続件数
給与	— 件	— 件	— 件	— 件
旅費	— 件	— 件	— 件	— 件
勤務時間	— 件	— 件	— 件	— 件
休暇	— 件	— 件	— 件	— 件
その他	— 件	— 件	— 件	— 件
計	— 件	— 件	— 件	— 件

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容	19年度末 継続件数	20年度内 申立件数	20年度内 処理件数	20年度末 継続件数
分 限 処 分	降給	— 件	— 件	— 件
	降任	— 件	— 件	— 件
	休職	— 件	— 件	— 件
	免職	— 件	— 件	— 件

懲 戒 処 分	戒告	－件	－件	－件	－件
	減給	－件	－件	－件	－件
	停職	－件	－件	－件	－件
	免職	－件	－件	－件	－件
	その他	－件	－件	－件	－件
	計	－件	－件	－件	－件